

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年（令和5年）November 11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました



深まる秋（観音滝公園：薩摩郡さつま町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県の最低賃金が改正されました	2～4
【産業保健】	
健康寿命延伸のためには口腔機能が大切です	5～6
業務改善助成金が活用しやすく拡充されました！	6
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です	7
就職氷河期世代に対する活躍支援について	8
令和5年9月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	9

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	10～11
しごとより、いのち	
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です	12～13
過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内	14
職場のメンタルヘルス対策でお困りではありませんか？	15
特定自主検査強調月間（11月1日～30日）のご案内	16～17
令和5年12月の講習開催のご案内	18
令和5年度第2回作業環境測定士試験のご案内	18

さくらじま

「燃ゆる感動 かごしま国体」こと鹿児島国体が、10月7日より特別国民体育大会、10月28日より特別全国障害者スポーツ大会が開催される。通勤で使う市電車内の大きな宣伝や、市役所職員のポロシャツのプリントから、開催の機運が高まっているのを感じる。

でも、だいぶ前から宣伝が行われていたような気がして、ちょっとネット検索で調べてみると、本来なら2020年に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により3年延期になっていたことを知った。ならば、なおさら今年の開

催を盛り上げていこうとする雰囲気伝わってくる。

ネット検索ついでに過去の国体についても調べてみると、私の地元では40数年前に開催されており、その時に建設されたであろう道路は「国体道路」の通称で今でも残っており、体育館は学生時代の部活でよく利用した。

国体の開催にはいろいろな意見があるのであろうが、3年越しの国体であり、参加する選手、応援する観客のみなさんには大いに楽しんでほしい。そして開催に携わった方々が、終わった後に「良かった」と思えるような大会となってほしいと切に願う。

確認しよう、最低賃金！

鹿児島労働局賃金室

【鹿児島県最低賃金が令和5年10月6日より時間額897円に改正されました。】

鹿児島県 最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生日
	897 円	令和5年10月6日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

〈最低賃金に関するお問い合わせ先〉

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

【労働者の皆様へ】

最低賃金額以上の賃金が支払われていない場合には、最寄りの労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）にご相談ください。

また、「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）でも相談を受け付けています。「労働条件相談ほっとライン」の開設時間は、月～金：17～22時、土・日・祝日（9時～21時）です（12月29日～1月3日を除く）。

【事業主の皆様へ】

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業として、「業務改善助成金（生産性向上を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成金）」「専門家派遣・相談等支援事業（専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施）」があります。

「業務改善助成金」に関しては、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、お気軽にご相談ください。「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては、鹿児島働き方改革推進支援センター（土・日・祝日を除く9時～17時、0120-221-255）をご活用ください。

確認しよう、最低賃金！

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

鹿児島県 最低賃金

令和5年
10月6日 から
時間額

897 円

前年比
44円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
鹿児島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



鹿児島労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を 保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2 日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

3 月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



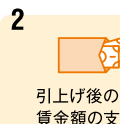
「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

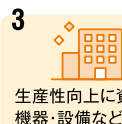
1 支給の要件



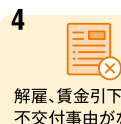
事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



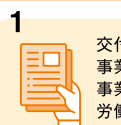
解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

(R5.9)



健康寿命延伸のためには口腔機能が大切です

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

鹿児島県歯科医師会 理事 重田 浩樹

《はじめに》

口腔機能とは文字通り口腔がつかさどる機能のことで主に哺乳や咀嚼・嚥下、発音を指します。他にも、怒ったり笑ったりという表情の一部を作るコミュニケーションに関連する機能もあります。

口腔機能は生まれつき備わっているものもありますが、その多くは幼児期に周囲を真似たり親から教わりながら学習するものです。3～5歳頃までにしっかりとした嚥下・咀嚼機能を身につけることで、その後の良好な心身の成長が期待されます。また、加齢や全身疾患など様々な要因によって、口腔機能が複合的に低下し、放置しておくとう咀嚼機能不全、摂食嚥下障害となって全身的な健康を損ないます。そのため、個々の高齢者の生活環境や全身状態を見据えて口腔機能を適切に管理する必要があります。

こうした流れを受けて平成30年の保険改定では口腔機能の獲得や維持・向上を目的とした「口腔機能発達不全症」、「口腔機能低下症」が傷病名として初めて取載され、公的医療保険での対応が可能になりました。図1は人の一生における口腔機能の獲得、維持、低下をグラフで表した口腔機能発達不全症と口腔機能低下症のイメージ図です。口腔機能は20歳前後でピークを迎え、その後加齢とともに低下していきませんが、高齢期においては、摂食・嚥下等口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要です。

《口腔機能発達不全症の歯科的な対応》

口腔機能発達不全症とは子どもたちの「食べる機能」「話す機能」「呼吸する機能」が十分に発達していないか、正常に機能獲得できていない状態を指します。よって、歯科医院では各項目に対して診察を行い、管理計画を立てます。その対応法は主に運動訓練であり、具体的には口唇閉鎖力を強化する運動訓練やガムを利用した咀嚼機能の運動訓練、歯列を取り囲む口腔周囲筋の機能を改善する運動訓練などを行い、正常な機能獲得のための指導を実施します。

《口腔機能低下症の歯科的な対応》

口腔機能低下症とは口腔内の微生物の増加、口腔乾燥、咬合力の低下、舌や口唇の運動機能の低下、舌の筋力低下、咀嚼や嚥下機能の低下など複数の口腔機能が低下している状態を指します。よって、歯科医院では各項目に対して診察を行い、管理計画を立てます。

1) 口腔乾燥に対して

口腔乾燥により、口腔衛生状態の悪化や食塊形成が困難になるなどの問題が発生します。口腔体操や唾液腺マッサージ、口腔保湿剤の使用などによる管理を行います。

2) 咬合力の低下に対して

咬合力の低下が、栄養摂取バランスの低下や、ひいては全身の筋力低下につながることを理解してもらい、咬合力の維持・改善のために咀嚼筋訓練などの指導を行います。

3) 口唇や舌の機能低下に対して

口唇や舌の機能低下によって、発音・構音障害を生じることがあります。高齢者の発音障害は、単にコミュニケーションの問題にとどまらず、友人と会うのを嫌がったり、外出を避けたりするようになり、社会性の低下などを引き起こします。これらの場合、口唇閉鎖力や舌圧の向上のための筋力増強訓練の指導を行います。

《おわりに》

口腔機能が全身の健康につながり、健康長寿に寄与することは明らかであり、口腔機能の獲得や維持・向上が重要になってきます。よって、活舌が悪い、むせる、食べこぼすなどといったお口の事で何か気になることがありましたら、かかりつけ歯科医院に相談してください。

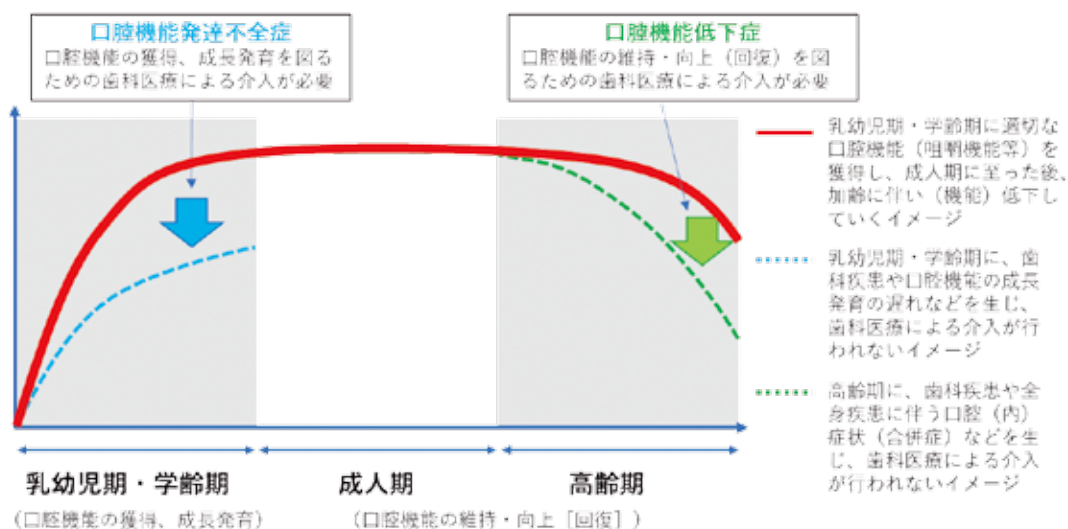


図1 口腔機能発達不全症と口腔機能低下症のイメージ

（中医協 総-2より引用改変）

【業務改善助成金】が活用しやすく拡充されました！

（雇用環境・均等室）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

令和5年8月31日から業務改善助成金が以下のとおり拡充されました。

- ・ 対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大
- ・ 事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・ 事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる

●お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440

交付申請期限は令和6年1月31日です。予算の都合で申請期限が早まる場合があります。支給要件や申請手続き等の詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先 （公社）鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係まで TEL099-226-3621

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
令和6年 1月16日～17日	12月13日～12月15日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	12月19日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください
令和6年 3月12日～13日	令和6年 2月7日～2月9日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	2月14日	

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です 労働保険徴収室

労働保険は

労災保険（労働者災害補償保険）と
雇用保険を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません（5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く）。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」

「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」

「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方は、速やかに手続をお願いします。



加入手続を怠っていると

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収することがあります。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、e-Gov電子申請のページ

(<https://www.e-gov.go.jp>) 又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合(商工会等)に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

- 1 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- 2 保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- 3 事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

<問い合わせ先>

鹿児島労働局労働保険徴収室(Tel 099-223-8276)
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

就職氷河期世代に対する活躍支援について

鹿児島労働局訓練課

いわゆる就職氷河期世代は、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に、学校卒業時における就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方々がおり、国や地域レベルで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むことが求められています。当初、令和4年度までとされていた集中的な取組については、これを2年間延長し、令和6年度まで、より効果的・効率的な支援を実施し、取組の強化を図ることとしています。

そこで、「ハローワークかごしま・ワークプラザ天文館」及び「ハローワーク国分」では、「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を設置し、安定した雇用を希望する1968（昭和43年）年4月2日から1988（昭和63年）4月1日までの間に生まれた方に対する専門的な集中支援を行っています。

就職氷河期世代の方々への支援は、多様な人材が個々の能力を発揮し活躍できる環境を整備するために社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、これまで不安定就労等を余儀なくされている方々の積極的な採用について、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている就職氷河期世代の方（1968（昭和43年）年4月2日から1988（昭和63年）4月1日までの間に生まれた方）で、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）が支給されます。この助成金を受給するためには、一定の要件・条件がありますので、詳しくは県内各ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年8月分】

県内有効求人倍率 1.19倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.29倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 1.05倍（前年同月比0.07P減）

全国正社員有効求人倍率 1.01倍（前年同月比0.01P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化につながる職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。

労働者のスキルアップを在籍型出向で行い条件を満たした場合、出向元事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

●助成対象となる出向

- ・労働者のスキルアップを目的とすること
- ・出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前と比較していずれも5%以上上昇させること など

●助成の内容（企業グループ内出向は対象外）

- ・助成率 2/3（中小企業以外の場合は1/2）
- ・助成額 以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで）

イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額

ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額

ご相談は、職業対策課（☎099-219-8713）または各ハローワークへ



令和5年9月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和5年 (9月末)		令和4年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,477	11	1,337	7	140	4	10.5%	57.1%
1 製造業		297	3	240	0	57	3	23.8%	
1 食料品製造業		172	2	140		32	2	22.9%	
4 木材・木製品製造業		13		17		-4		-23.5%	
9 窯業土石製品製造業		17		12		5		41.7%	
11～12 金属製品製造業		19		17		2		11.8%	
13～15 機械機具製造業		30		19		11		57.9%	
上記以外の製造業		46	1	35		11	1	31.4%	
2 鉱業		8	0	3	0	5		166.7%	
3 建設業		202	3	190	3	12		6.3%	0.0%
1 土木工事業		73	1	85	1	-12		-14.1%	0.0%
2 建築工事業		86	1	83	1	3		3.6%	0.0%
3 その他の建設業		43	1	22	1	21		95.5%	0.0%
4 運輸交通業		152	0	141	1	11	-1	7.8%	-100.0%
1 鉄道・航空機業		2		2				0.0%	
2 道路旅客運送業		12		4		8		200.0%	
3 道路貨物運送業		138		134	1	4	-1	3.0%	-100.0%
4 その他の運輸交通業		0		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業		14	0	21	0	-7		-33.3%	
1 陸上貨物取扱業		8		5		3		60.0%	
2 港湾運送業		6		16		-10		-62.5%	
6 農林業		80	1	74	2	6	-1	8.1%	-50.0%
1 農業		47		36		11		30.6%	
2 林業		33	1	38	2	-5	-1	-13.2%	-50.0%
7 畜産・水産業		59	0	85	0	-26		-30.6%	
8 商業		189	1	191	1	-2		-1.0%	0.0%
1 卸売業		25		27	1	-2	-1	-7.4%	-100.0%
2 小売業		149	1	143		6	1	4.2%	
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		14		19		-5		-26.3%	
9 金融・広告業		12	0	11	0	1		9.1%	
11 通信業		19	0	17	0	2		11.8%	
12 教育・研究業		18	0	20	0	-2		-10.0%	
13 保健衛生業		240	0	189	0	51		27.0%	
1 医療保健業		97		69		28		40.6%	
2 社会福祉施設		133		117		16		13.7%	
3 その他の保健衛生業		10		3		7		233.3%	
14 接客娯楽業		72	1	66	0	6	1	9.1%	
1 旅館業		18	1	15		3	1	20.0%	
2 飲食店		41		35		6		17.1%	
3 その他の接客娯楽業		13		16		-3		-18.8%	
上記以外の事業		115	2	89	0	26	2	29.2%	
10 映画・演劇業		1		0		1		-	
15 清掃・と畜業		60		43		17		39.5%	
16 官公署		2		2				0.0%	
17 その他の事業		52	2	44		8	2	18.2%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		146	0	139	1	7	-1	5.0%	-100.0%
第三次産業（8～17）		665	4	583	1	82	3	14.1%	300.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。

気をつけてください。。
その発注がどこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいるかもしれません。



大企業・親事業者による
長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を
生じさせている場合があります。
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

令和5年度
特定自主検査強調月間

令和5年11月1日▶11月30日

ゼロ災害の意識を持って 特自検

主唱 / 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

2023年（令和5年）
秋季全国火災予防運動

令和5年11月9日（木）から11月15日（水）

火を消して 不安を消して つなぐ未来

11月9日は「119番の日」

総務省消防庁

しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは
絶対にあってはならないことです。
すべての人が健康で、
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ。



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00 土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに
その内容を分けて掲載しています。



<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火／17:00～22:00 土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談

24時間受付

SNS相談

月・火 17:00～22:00 / 土・日 10:00～16:00

（祝日及び年末年始を除く）



●こころの耳（ポータルサイト）

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

▶過労死弁護団全国連絡会議 （過労死110番全国ネットワーク）

<https://karoshi.jp/>



▶過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



▶全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル

（月～金 9:00～17:30）

0570-087-555



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



鹿児島会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
《事前申込》

日時

2023年11月17日(金)
14:00～16:00 (受付13:30～)

会場

鹿児島商工会議所 アイムホール
(鹿児島市東千石町1-38)

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

職場のメンタルヘルス対策でお困りではありませんか？

鹿児島産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業カウンセラーや社会保険労務士などの専門スタッフ（メンタルヘルス促進員）が事業場を訪問し、職場におけるメンタルヘルス対策に関する取り組みを**無料**で支援します。
事業場規模及び業種は問いません。

このようなことでお困りではありませんか？

心の健康づくり計画ってなに？
どのように計画すればいいの？

管理監督者向けや若年労働者
向けの教育・研修はどのように
すればいいの？

社内のメンタルヘルスに
関する相談体制を
つくりたい！

ストレスチェック制度の
導入はどうしたらいいの？

職場復帰支援プログラム
は必要なの？
どのようにすればいいの？

職場環境改善に取り組むには
なにから始めればいいのか？



**既にメンタルヘルス対策に取り組まれている事業場も支援します。
メンタルヘルス対策の変更の有無や追加の要否の確認等の機会として
ご利用ください。**

事業場訪問以外のご相談（対面・電話・メール・オンライン）にも対応いたします。
詳細につきましては、下記までお気軽にお問い合わせください。
ご利用の際は、ホームページ申込フォームよりお申込みください。

お問
合せ
先



独立行政法人 労働者健康安全機構 **鹿児島産業保健総合支援センター**

〒890-0052 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階

電話 099-252-8002 FAX 099-252-8003

窓口開設時間：平日 8時30分～17時15分



<https://kagoshimas.johas.go.jp/>

特自検

特定自主検査

ゼロ災害の意識を持って 特自検

飯島まゆみ



検査を済ませた機械には、それを証する検査済証章を貼付しなければなりません。

特定自主検査

強調月間

令和5年

11/1〔水〕 ▶ 30〔木〕

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工学会
一般社団法人 日本産業車両協会

後援 厚生労働省 経済産業省



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和5年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「ゼロ災害の意識を持って 特自検」

令和5年11月1日（水）＞11月30日（木）

趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和4年度には全国で約203万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和5年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- 〔1〕 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- 〔2〕 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- 〔3〕 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- 〔4〕 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- 〔1〕 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- 〔2〕 ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- 〔3〕 巡回指導による現地指導
- 〔4〕 研修会・実務研修等の開催
- 〔5〕 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- 〔1〕 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- 〔2〕 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

鹿児島市卸本町6番地12（オロシティーホール内）

TEL 099（260）0615 FAX 099（260）0646

令和5年12月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 12/4～8 【科目免除者】 12/4～5	11/6～10 【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	玉 掛 け	12/11～13	11/13～17 【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	12/18～19	11/20～24 【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	12/20～22	11/20～24 会員 21,340円 一般 22,110円	
	ガ ス 溶 接	12/25～26	11/27～12/1 会員 11,550円 一般 11,880円	
	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	12/18～22	11/20～24 【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	巻 き 上 げ	12/4～5	11/6～10 会員 15,620円 一般 18,920円	
	低 圧 電 気 取 扱 い	12/11～12	11/13～17 会員 16,170円 一般 19,470円	
	研 削 と い し (自由研削用)	12/15	11/13～11/17 会員 11,220円 一般 12,320円	
	口 ー ラ ー 運 転	12/25～26	11/27～12/1 会員 17,160円 一般 20,460円	
そ の 他	職 長 教 育	12/7～8	11/6～10 会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛 生 推 進 者	12/25	11/27～12/1 会員 8,470円 一般 8,800円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。

令和5年度第2回作業環境測定士試験のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

(公財)安全衛生技術試験協会から、令和5年度第2回作業環境測定士試験の案内がありましたのでお知らせ致します。

試 験 の 種 類：第二種作業環境測定士試験

試 験 期 日：令和6年2月13日（火）

試験地及び試験場：久留米市（福岡県）・・・九州安全衛生技術センター 他

受験申請書の受付：令和5年11月6日（月）～12月4日（月）

受 験 願 書 等：当協会本部（TEL099-226-3621）又は、九州安全衛生技術センター（TEL0942-43-3381）に請求して下さい。

試験案内は、安全衛生技術試験協会のホームページに掲載されています。

※その他必要な事項については、安全衛生技術試験協会（TEL03-5275-1088）へお問い合わせ下さい。